令和８年度
徳島県鳥獣保護区等位置図（東部・南部）



徳島県

令和8年11月1日現在

◆捕獲禁止

狩猟鳥獣名	禁止期間	区域
キジ（メス） ヤマドリ（メス）	令和4年9月15日から5年間	県下一円
ツキノワグマ	令和4年9月15日から5年間	県下一円

◆狩猟期間

毎年11月15日から翌年2月15日まで
（ニホンジカ・イノシシについては、翌年3月31日まで）

狩猟における注意事項

1. 出猟の際、登録証、記章、許可証を確認すること。
2. 鳥獣保護区等を確認し、違反をしないこと。
3. 日出前、日没後の銃猟はしないこと。
4. 酒気を帯びて出猟しないこと。
5. 登山者や農林業作業者に十分注意すること。
6. 発砲の時は、矢先を確認すること。
7. 銃の運搬は、弾を抜き、銃袋に入れて運搬すること。
8. 山火事を起こさないよう十分に気をつけること。
9. 銃は必ず点検を行い、自分の管理下に置くこと。
10. 電線、電話線に向かって発砲しないこと。
11. 出猟後は、出猟結果を狩猟者登録証裏面に記録し、正確な報告に努めること。
12. 徳島市、小松島市、阿南市、阿波市、美馬市、三好市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、石井町、神山町、上板町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、藍住町、つるぎ町、東みよし町では、地籍調査を実施しており調査員が入っていることもあるので、十分に気をつけること。
13. 国有林及び官行造林内で狩猟する場合は、必ず「入林の手続き」を行い「入林票」の交付を受けること。なお入林の手続きについては、入林予定日の概ね２週間前までに徳島森林管理署へ提出すること。

徳島森林管理署連絡先(国有林についての問合わせ)
住所　〒771-0117　徳島市川内町鶴島239-1
電話　088-637-1230

徳島県における日の出・日の入り時刻表

日	曜日	令和8年11月 日の出	令和8年11月 日の入	日	曜日	令和8年12月 日の出	令和8年12月 日の入	日	曜日	令和9年1月 日の出	令和9年1月 日の入	日	曜日	令和9年2月 日の出	令和9年2月 日の入	日	曜日	令和9年3月 日の出	令和9年3月 日の入
1	日	6時21分	17時09分	1	火	6時49分	16時53分	1	金	7時07分	17時03分	1	月	6時59分	17時32分	1	月	6時31分	17時58分
2	月	6:22	17:09	2	水	6:49	16:52	2	土	7:07	17:04	2	火	6:59	17:33	2	火	6:30	17:58
3	火	6:23	17:08	3	木	6:50	16:52	3	日	7:08	17:05	3	水	6:58	17:34	3	水	6:29	17:59
4	水	6:24	17:07	4	金	6:51	16:52	4	月	7:08	17:05	4	木	6:57	17:35	4	木	6:28	18:00
5	木	6:24	17:06	5	土	6:52	16:52	5	火	7:08	17:06	5	金	6:56	17:36	5	金	6:26	18:01
6	金	6:25	17:05	6	日	6:53	16:52	6	水	7:08	17:07	6	土	6:55	17:37	6	土	6:25	18:02
7	土	6:26	17:04	7	月	6:54	16:52	7	木	7:08	17:08	7	日	6:55	17:37	7	日	6:24	18:03
8	日	6:27	17:03	8	火	6:54	16:52	8	金	7:08	17:09	8	月	6:54	17:38	8	月	6:22	18:03
9	月	6:28	17:03	9	水	6:55	16:53	9	土	7:08	17:10	9	火	6:53	17:39	9	火	6:21	18:04
10	火	6:29	17:02	10	木	6:56	16:53	10	日	7:08	17:10	10	水	6:52	17:40	10	水	6:20	18:05
11	水	6:30	17:01	11	金	6:57	16:53	11	月	7:08	17:11	11	木	6:51	17:41	11	木	6:19	18:06
12	木	6:31	17:00	12	土	6:57	16:53	12	火	7:08	17:12	12	金	6:50	17:42	12	金	6:17	18:07
13	金	6:32	17:00	13	日	6:58	16:53	13	水	7:08	17:13	13	土	6:49	17:43	13	土	6:16	18:07
14	土	6:33	16:59	14	月	6:59	16:54	14	木	7:07	17:14	14	日	6:48	17:44	14	日	6:15	18:08
15	日	6:34	16:58	15	火	7:00	16:54	15	金	7:07	17:15	15	月	6:47	17:45	15	月	6:13	18:09
16	月	6:35	16:58	16	水	7:00	16:54	16	土	7:07	17:16	16	火	6:46	17:46	16	火	6:12	18:10
17	火	6:36	16:57	17	木	7:01	16:55	17	日	7:07	17:17	17	水	6:45	17:47	17	水	6:11	18:11
18	水	6:37	16:57	18	金	7:01	16:55	18	月	7:06	17:18	18	木	6:44	17:48	18	木	6:09	18:11
19	木	6:38	16:56	19	土	7:02	16:55	19	火	7:06	17:19	19	金	6:43	17:49	19	金	6:08	18:12
20	金	6:39	16:56	20	日	7:03	16:56	20	水	7:06	17:20	20	土	6:42	17:50	20	土	6:06	18:13
21	土	6:40	16:55	21	月	7:03	16:56	21	木	7:05	17:21	21	日	6:41	17:51	21	日	6:05	18:14
22	日	6:40	16:55	22	火	7:04	16:57	22	金	7:05	17:22	22	月	6:40	17:51	22	月	6:04	18:15
23	月	6:41	16:55	23	水	7:04	16:57	23	土	7:05	17:23	23	火	6:38	17:52	23	火	6:02	18:15
24	火	6:42	16:54	24	木	7:05	16:58	24	日	7:04	17:24	24	水	6:37	17:53	24	水	6:01	18:16
25	水	6:43	16:54	25	金	7:05	16:58	25	月	7:04	17:25	25	木	6:36	17:54	25	木	6:00	18:17
26	木	6:44	16:54	26	土	7:05	16:59	26	火	7:03	17:26	26	金	6:35	17:55	26	金	5:58	18:18
27	金	6:45	16:53	27	日	7:06	17:00	27	水	7:02	17:27	27	土	6:34	17:56	27	土	5:57	18:18
28	土	6:46	16:53	28	月	7:06	17:00	28	木	7:02	17:28	28	日	6:33	17:57	28	日	5:56	18:19
29	日	6:47	16:53	29	火	7:06	17:01	29	金	7:01	17:29					29	月	5:54	18:20
30	月	6:48	16:53	30	水	7:07	17:02	30	土	7:01	17:30					30	火	5:53	18:21
									日	7:00	17:31					31	水	5:51	18:21

地域によって1分から2分の誤差がありますので、詳細は新聞でご確認ください。この時刻表は、国立天文台ホームページ上のデータを使用したものです。

● 徳島県の狩猟鳥獣の種類と狩猟のできる期間

狩猟鳥獣の種類	狩猟のできる期間
カワウ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、ヤマドリ（オス）、キジ（オス）、コウライキジ、コジュケイ、ヤマシギ、タシギ、キジバト、ヒヨドリ、ニュウナイスズメ、スズメ、ムクドリ、ミヤマガラス、ハシボソガラス、ハシブトガラス、タヌキ、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン、イタチ（オス）、シベリアイタチ、ミンク、アナグマ、アライグマ、ハクビシン、タイワンリス、シマリス、ヌートリア、ノウサギ	11月15日から 翌年２月15日まで
ニホンジカ、 イノシシ	11月15日から 翌年３月31日まで

● 捕獲数の制限

狩猟鳥獣の種類	１日の制限羽数
マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ	合計して５羽（網を使用する場合にあっては、狩猟期間ごとに200羽）
ヤマドリ（オス）、キジ（オス）、コウライキジ	合計して２羽
コジュケイ	５羽
ヤマシギ、タシギ	合計して５羽
キジバト	10羽

凡　例

- 鳥獣保護区
- 鳥獣保護区（国指定）
- 鳥獣保護区特別保護地区
- 特定猟具使用禁止区域（銃器）
- 特定猟具使用禁止区域（くくりわな）
- 国有林・官行造林
- 指定猟法禁止区域（鉛散弾の使用）
- 指定猟法禁止区域（くくりわなの使用）
- くくりわな12cm規制解除を行わない区域

1　鳥獣保護区

番号	名称	種別	面積（ha）	期間
①	（国指定）剣山山系	大規模生息地	10,009	平成21.11.1～令和11.10.31
②	石井・月ノ宮	身近な鳥獣生息地	656	令和３.11.1～令和13.10.31
③	南川	身近な鳥獣生息地	63	〃
④	高城山	森林鳥獣生息地	615	〃
⑤	神山森林公園	身近な鳥獣生息地	297	令和４.11.1～令和14.10.31
⑥	いきものふれあいの里	身近な鳥獣生息地	400	〃
⑦	春森	森林鳥獣生息地	380	〃
⑧	鞆奥	森林鳥獣生息地	600	〃
⑨	大歩危	森林鳥獣生息地	500	〃
⑩	板野町東部	身近な鳥獣生息地	137	令和５.11.1～令和15.10.31
⑪	妙見山	身近な鳥獣生息地	170	〃
⑫	伊島	集団渡来地	455	〃
⑬	南阿波サンライン	森林鳥獣生息地	110	〃
⑭	牟岐大島	集団繁殖地	170	〃
⑮	中津峰	身近な鳥獣生息地	131	令和６.11.1～令和16.10.31
⑯	大神子	身近な鳥獣生息地	850	〃
⑰	鶴林寺	身近な鳥獣生息地	66	〃
⑱	あいあいらんど	森林鳥獣生息地	90	〃
⑲	黒滝山	森林鳥獣生息地	125	〃
⑳	日和佐大浜	身近な鳥獣生息地	2	〃
㉑	大滝山	森林鳥獣生息地	450	〃
㉒	土釜	森林鳥獣生息地	77	〃
㉓	舞中島	身近な鳥獣生息地	343	〃
㉔	箸蔵	森林鳥獣生息地	530	〃
㉕	雲辺寺	森林鳥獣生息地	100	〃
㉖	竜ヶ岳	森林鳥獣生息地	470	〃
㉗	鮎喰川	集団渡来地	100	令和７.11.1～令和17.10.31
㉘	四国三郎橋	身近な鳥獣生息地	63	〃
㉙	六条大橋	集団渡来地	88	〃
㉚	福井ダム湖	身近な鳥獣生息地	197	〃
㉛	高越山	森林鳥獣生息地	600	〃
㉜	鳴滝	森林鳥獣生息地	62	〃
㉝	鳴門コウノトリ	希少鳥獣生息地	490	〃
㉞	高丸山	森林鳥獣生息地	29	令和８.11.1～令和18.10.31
㉟	橋	森林鳥獣生息地	285	〃
㊱	轟	森林鳥獣生息地	770	〃
㊲	竜王山	森林鳥獣生息地	200	〃
㊳	滝の宮	身近な鳥獣生息地	1	〃
㊴	眉山	身近な鳥獣生息地	1,450	平成29.11.1～令和９.10.31
㊵	薬王寺	身近な鳥獣生息地	53	〃
㊶	切幡・浦の池	森林鳥獣生息地	455	〃
㊷	宮川内	森林鳥獣生息地	422	〃
㊸	内海	森林鳥獣生息地	1,440	平成30.11.1～令和10.10.31
㊹	柴小屋	森林鳥獣生息地	200	〃
㊺	焼山寺	森林鳥獣生息地	120	〃
㊻	野鹿池	森林鳥獣生息地	10	〃
㊼	天神丸	森林鳥獣生息地	652	〃
㊽	土柱	森林鳥獣生息地	133	令和１.11.1～令和11.10.31
㊾	仁賀木	森林鳥獣生息地	174	〃
㊿	津乃峰	身近な鳥獣生息地	20	〃
(51)	太龍寺	身近な鳥獣生息地	45	〃
(52)	大麻山	森林鳥獣生息地	310	令和２.11.1～令和12.10.31
(53)	植桜	身近な鳥獣生息地	77	〃
		合計53箇所	26,242	

2　鳥獣保護区特別保護地区

番号	名称	種別	面積（ha）	期間
①	（国指定）剣山山系	大規模生息地	1,006	平成21.11.1～令和11.10.31
②	石井・月ノ宮	身近な鳥獣生息地	21	令和３.11.1～令和13.10.31
⑨	大歩危	森林鳥獣生息地	144	令和４.11.1～令和14.10.31
⑫	伊島	集団渡来地	153	令和５.11.1～令和15.10.31
⑮	中津峰	身近な鳥獣生息地	22	令和６.11.1～令和16.10.31
⑯	大神子	身近な鳥獣生息地	186	〃
⑱	あいあいらんど	森林鳥獣生息地	50	〃
⑲	黒滝山	森林鳥獣生息地	80	〃
㉑	大滝山	森林鳥獣生息地	8	〃
㉔	箸蔵	森林鳥獣生息地	160	〃
㉖	竜ヶ岳	森林鳥獣生息地	100	〃
㉛	高越山	森林鳥獣生息地	100	令和７.11.1～令和17.10.31
㉜	鳴滝	森林鳥獣生息地	62	〃
㉞	高丸山	森林鳥獣生息地	29	令和８.11.1～令和18.10.31
㊱	轟	森林鳥獣生息地	120	〃
㊴	眉山	身近な鳥獣生息地	170	平成29.11.1～令和９.10.31
㊵	薬王寺	身近な鳥獣生息地	11	〃
㊶	切幡・浦の池	森林鳥獣生息地	26	〃
㊸	柴小屋	森林鳥獣生息地	20	平成30.11.1～令和10.10.31
㊺	焼山寺	森林鳥獣生息地	20	〃
㊿	津乃峰	身近な鳥獣生息地	3	令和１.11.1～令和11.10.31
(51)	太龍寺	身近な鳥獣生息地	6	〃
		合計22箇所	2,497	

3　特定猟具使用禁止区域

番号	名称	使用禁止猟具	面積（ha）	期間
①	中山	銃器	450	令和８.11.1～令和13.10.31
②	渋野・多家良	銃器	440	〃
③	松茂・笹木野	銃器	135	〃
④	高原	銃器	50	〃
⑤	那東	銃器	38	〃
⑥	大麻南	銃器	137	〃
⑦	瀬戸	銃器	130	〃
⑧	桑野	銃器	565	〃
⑨	小勝島	銃器	300	〃
⑩	美馬	銃器	1,180	〃
⑪	半田	銃器	247	〃
⑫	花園	銃器	55	〃
⑬	南谷	銃器	56	〃
⑭	平	銃器	135	〃
⑮	台	銃器	63	〃
⑯	鯛浜	銃器	140	令和４.11.1～令和９.10.31
⑰	大寺・第十新田	銃器	40	〃
⑱	川内	銃器	842	〃
⑲	野上橋	銃器	9	〃
⑳	豊岡・長原	銃器	94	〃
㉑	海南	銃器	1,080	〃
㉒	阿波市市街地	銃器	3,151	〃
㉓	西条大橋	銃器	25	〃
㉔	熊谷	銃器	58	〃
㉕	上鳥路	銃器	50	〃
㉖	辻・西井川	銃器	138	〃
㉗	大原・上荒井	銃器	716	〃
㉘	篤敷工場団地	銃器	54	令和５.11.1～令和10.10.31
㉙	篤の里	銃器	70	〃
㉚	奥河内	銃器	223	〃
㉛	清水	銃器	22	〃
㉜	辻	銃器	10	〃
㉝	貞光	銃器	180	〃
㉞	鳴門	銃器	8,315	〃
㉟	中池	銃器	1	〃
㊱	恩山寺	銃器	4	〃
㊲	拝原東・九反地	銃器	169	〃
㊳	別所・小島	銃器	410	〃
㊴	徳島	銃器	3,340	令和６.11.1～令和11.10.31
㊸	徳島市総合動植物公園	銃器	87	〃
㊶	しらさぎ台	銃器	296	〃
㊷	大津南	銃器	53	〃
㊸	小松島	銃器	1,820	〃
㊹	石井	銃器	444	〃
㊺	吉野川市街地	銃器	2,690	〃
㊻	穴喰・水床	銃器	742	〃
㊼	吉野	銃器	17	〃
㊽	中野	銃器	45	〃
㊾	穴吹	銃器	39	〃
㊿	宮内	銃器	110	〃
(51)	加茂	銃器	430	〃
(52)	官生蔭	銃器	48	〃
(53)	旗義	くくりわな	400	〃
(54)	入田	銃器	65	令和７.11.1～令和12.10.31
(55)	吉野川河口	銃器	261	〃
(56)	鮎喰川	銃器	190	〃
(57)	勝浦	銃器	377	〃
(58)	藍住	銃器	2,030	〃
(59)	宮川内谷川	銃器	56	〃
(60)	那賀川・羽ノ浦	銃器	1,560	〃
(61)	阿南市平野部	銃器	3,600	〃
(62)	宇井谷・桑野谷	銃器	443	〃
(63)	牟岐・灘	銃器	565	〃
(64)	脇町・岩倉	銃器	1,274	〃
(65)	大川持	銃器	25	〃
(66)	池田	銃器	382	〃
(67)	滝久保	銃器	62	〃
(68)	吹	銃器	70	〃
(69)	貞光第二	銃器	171	〃
		合計69箇所	41,474	

4　指定猟法禁止区域

番号	名称	使用禁止猟具	面積（ha）	期間
①	椿田・椿戸くくりわな猟禁止区域	くくりわな	11,460	令和４.11.1～令和９.10.31
②	橘湾鉛散弾猟禁止区域	鉛散弾	98	令和５.11.1～令和10.10.31
③	谷道くくりわな猟禁止区域	くくりわな	3,010	〃
		合計3箇所	14,568	

1：100,000

0　1　2　3　4　5　10km

「この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分１地勢図を使用した。（承認番号　平28四使、第３号）」

地図調製：㈱乙坂印刷社